

南関東防衛局達第25号

防衛省の会計監査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第40号）第28条の規定に基づき、南関東防衛局における会計監査に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

南関東防衛局長 齊藤敏夫

南関東防衛局における会計監査に関する達

改正 令和2年12月23日南関東防衛局達第10号

（趣旨）

第1条 この達は、南関東防衛局（本局及び防衛事務所。以下同じ。）における会計監査（以下「監査」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

（通則）

第2条 南関東防衛局における監査については、防衛省の会計監査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第40号。以下「訓令」という。）その他法令等で特別の定めがあるもののほか、この達の定めるところによる。

（監査官）

第3条 訓令第4条第2項に規定する職員（以下「監査官」という。）は、南関東防衛局会計監査官をもって充てる。

2 南関東防衛局長（以下「局長」という。）は、必要があると認める場合には、前項以外の職員を監査官に任命することができる。この場合、南関東防衛局に所属する係長以上の職にある者から、別記第1号様式により任命するものとする。

（監査実施計画）

第4条 局長は、訓令第12条の規定に基づき作成した、監査計画書をもって、監査官に監査の実施について指示するものとする。

（書面監査）

第5条 訓令第9条に定める書面監査は、次の各号に掲げる書類について行う。

- (1) 計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）により会計検査院に提出する計算書及び証拠書類等
- (2) 前号のほか、局長が必要と認める書類

（実地監査）

第6条 実地監査は、局長が定める監査計画書に基づき、南関東防衛局において実施する。

（実地監査の報告）

第7条 監査官は、実地監査終了後速やかに別記第2号様式に定める実地監査報告書を作成し、局長に報告するものとする。

(会計検査等の事務)

第8条 南関東防衛局において、会計検査又は内部部局の職員が行う会計監査等についての連絡及び調整に関する事務は、南関東防衛局会計監査官が行うものとする。

2 局長は、必要があると認めるときは、南関東防衛局総務部会計課に所属する職員及びその他必要な職員を、会計監査官の補助者として指定し、前項に定める事務を行わせることができる。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月23日南関東防衛局達第10号)

この達は、令和3年1月1日から施行する。

(別記)

第1号様式(第3条関係)

## 監査官任命書

南関東防衛局における会計監査に関する達(平成19年南関東防衛局達第25号)第3条に規定する監査官に任命する。

- 1 監査の内容
- 2 被監査機関
- 3 監査日

(所 属)

(官名及び氏名)

年 月 日

任命者

(職) (氏 名)

